

策定の趣旨

本県の青少年の健全な育成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した「青少年の健全な育成に関する基本計画(第3次)(令和3年度～令和7年度)」の後継として次期5年間の計画を策定するもの。

計画の位置付け

・「青少年健全育成条例」に基づく青少年の健全な育成に関する基本計画
・「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画
※国の「こども大綱」を勘案して策定

計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

対象

0歳からおおむね30歳未満まで
(施策によっては40歳未満まで)



※こども大綱を勘案

現状と課題

【本県における現状と課題】

- 子ども・若者人口の減少
- 外国人児童生徒数の増加
- 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を下回っている
- 不登校児童生徒数や高校中退率の増加
- 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点が全国平均値を下回っている
- 将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合が全国平均を上回っている
- 若い世代の転出超過率が高い
- 児童虐待相談対応件数の増加
- ひきこもり相談件数の増加

【全国の現状と課題】

- 物価高や新型コロナウイルス感染症の流行の影響によるこどもの貧困への懸念
- ヤングケアラーの把握と適切な支援が必要
- 特殊詐欺等の「闇バイト」が社会問題化
- 核家族化の進行による地域のつながりの希薄化

基本理念

未来を切り拓く子ども・若者が今を幸せに生き、将来に夢と希望を持てるみやぎの実現

基本的方向1

すべての子ども・若者がいきいきと成長できる体制づくり

推進する施策1 心と体の健やかな育成

取組1 心身ともに健やかな成長への支援

- 基本的な生活習慣の定着のため、家庭、学校、地域が連携して啓発に取り組む。
- 他者を思いやり、しなやかに生き抜く力を育成する。

取組2 学びの確保と体力向上の推進

- 児童・生徒の学力向上を図るとともに、子どもの状況に応じた学びの場の確保に取り組む。
- 運動やスポーツに親しむ機会を通じて体力・運動能力の向上を図る。

推進する施策2 多様な体験や国際交流の機会づくり

取組3 遊びや体験活動の推進

- 自然体験や様々な遊びの場を通じ、豊かな人間性を育む。

取組4 異文化に対する理解の促進

- 異文化や他国への理解を深めるとともに、国際交流活動を推進する。

基本的方向3

困難を有する子ども・若者やその家族に対する切れ目ない支援

推進する施策5 困難を抱える子ども・若者への支援

取組9 様々な困難を抱える子ども・若者への支援

- 複雑化する子ども・若者の問題に対し、年齢階層や制度の切れ目により支援が途切れることのないよう、関係機関の連携を強化する。
- ひきこもりや虐待、貧困の連鎖、ヤングケアラーなど、様々な問題を抱える子ども・若者に対し、本人や家族等の状況に応じた相談・支援を推進する。

取組10 東日本大震災を経験した子ども・若者等への支援

- 震災の影響を受けた子ども・若者やその家族への長期的な心のサポートや、相談体制の充実を図る。

推進する施策6 子ども・若者の被害防止と保護

取組11 犯罪被害防止対策の推進

- 地域での防犯意識を高めるとともに、インターネットの利用等に伴う犯罪被害の防止の推進に努める。

取組12 非行防止活動の推進

- 子ども・若者の発達段階に応じた非行防止教室を開催し、規範意識の向上を図る。
- 非行を犯してしまった子ども・若者が立ち直り、再び非行を繰り返さないため、継続的な助言指導や支援を行う。

基本的方向2

未来を担う子ども・若者の活躍促進

推進する施策3 子ども・若者の視点尊重と社会参加の促進

取組5 子ども・若者の活躍支援

- 夢や目標について考える機会を提供し、次代の宮城を担う人材を育成する。
- 社会参加活動への関心を高め、地域社会における活躍を支援する。

取組6 意見表明の機会の確保

- 県の政策課題についての意見表明や意見交換の機会を確保し、青少年の社会参加意識を高める。
- 自由に意見を表明できる場を創出し、幅広く子ども・若者の意見を聴く。

推進する施策4 若者の職業的自立・就労支援

取組7 若者の就労支援の充実

- 企業や学校等と連携し、若年者に対する就職支援を行う。

取組8 働きやすい職場環境づくり

- 若者の県内就職・定着を図るため、ワーク・ライフ・バランスの普及促進や専門家の派遣等に取り組む。

基本的方向4

子ども・若者の成長のための社会環境整備

推進する施策7 子ども・若者が安心して過ごすための環境整備

取組13 健全な育成を阻害する社会環境への対応

- 図書類取扱業者や遊技場等への立入調査を通じて、子ども・若者の適切な利用環境が整備されるよう、業者や店舗に対する啓発活動を推進する。
- インターネットの適正な利用について啓発を行うほか、フィルタリングの普及推進や有害情報の把握、対策を促進する。

取組14 安全・安心なまちづくりの推進

- 誰もが安心して暮らすことができるよう、地域における見守り活動の推進や防災体制の構築に努める。

推進する施策8 子ども・若者を社会全体で支えるネットワークづくり

取組15 社会全体で子ども・若者を育む環境づくり

- 関係機関と協働し、地域全体で子ども・若者を支援する機運の醸成を図る。
- 地域と学校の連携体制の強化を図る。

取組16 地域における多様な担い手の確保

- 地域における青少年健全育成活動の充実を図るため、研修会等の実施により資質の向上に努める。
- NPOと多様な主体との連携・協働やネットワークの構築を図る。

推進体制・進行管理

- 「青少年健全育成推進本部」(本部長:知事)を設置し、部局横断型の推進体制により、総合的かつ効果的な施策の展開を図る。
- 施策の進捗状況等に関する評価や検証を行い、「宮城県青少年問題協議会」の意見を聴取した上で、毎年度公表する。